

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令案に関する意見募集の結果について

令和6年8月7日  
厚生労働省  
年金局事業管理課

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令案について、令和6年7月8日（月）から同年8月6日（火）まで御意見を募集したところ、御意見は寄せられませんでした。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本省令案については、今般の意見募集とは別に、以下のとおり修正を加えております（以下の修正については、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、追加の意見公募手続は実施しませんでした。）。

- ・ 省令名を「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令」に修正